

カリキュラム等の  
改善に係る提案

坂 本 構 成 員

ご提出資料



# あはき学校養成施設認定規則、指導要領等の改正案（その他事項）

## 1. 認定規則

### ①基礎医学実習室及び実技実習室を有すること

→実習室を有することに変更

理由；教育内容の多様化や教育環境の変化に伴い、専用の基礎医学実習室を備える必要が乏しくなったため

### ②実技実習室の面積は1ベッドにつき6.3平方メートル以上であること

→実習室の面積は生徒一人につき2.00平方メートル以上であること

理由；実技実習室は必ずしもベッドを使用しない場合があり、ベッドを基準とすることは適切でないため

### ③全学年度における経営の状況及び収支決算（報告を要する事項）

→削除する

理由；他の医療職種には規定されていないため

## 2. 指導要領

### ①学則に定める事項（3）教育課程

→教育課程（高等学校卒業者等又は中学校卒業者の別、視覚障害者以外の者の別、昼間又は夜間の別及び別表第1の教育内容ごとの**単位数**並びに時間数

理由；現行では単位数が抜けていたため

### ②教員に関する事項(2)認定規則別表第2基礎分野の項

→**7単位以内に限り、職業教育上校長が必要と認めた者を追加**

理由；ア) 職業上のリスク管理や広報活動、語学などについて適切な知識を具有すべきであるため

イ) 放送大学の単位を互換することができるようにするため

### ③教員に関する事項(3)認定規則別表第2専門基礎分野の項

→文部科学大臣の認定した学校の**担当科目を含む分野を専攻する**大学院修士課程又は博士課程を修了した者

理由；修士課程博士課程修了者が拡大解釈されているため

### ④教員に関する事項(4)認定規則別表第2専門分野の項

→**学外の有識者、有識者とは、あはき師免許を取得してから10年以上の実務に従事した者であって、あはきに関する相当の研究実績があると認められる者、又はあはき師免許取得してから5年以上実務に従事した者であって、厚生労働大臣が指定する臨床実習指導者講習会を受講した者。但し3単位以内に限るを追加**

理由；学外の有識者が授業又は実技、実習を担当することで、教育の活性化が図られるとともにより実践的職業教育が期待できるため

⑤教員に関する事項（7）

1 教員の1週間あたりの授業時間数は、15時間を標準とすること

→削除

理由；カリキュラム編成上、1教員の担当科目が配当される時間数や時期は様々であり、この事項は養成施設の裁量によるものと考えられるため

⑥生徒に関する事項

→(8)卒業の判定にあたり、公益財団法人東洋療法研修試験財団等が実施する認定実技審査等により実技能力の審査が適正に行われており、その審査結果が記録保存されていることを追加

理由；一定水準以上の実技能力を担保するため

⑦授業に関する事項（5）

→夜間課程においては、夜間（午後6時以降）の授業の時間は1日4時間以内であること 昼間授業は実習などやむを得ないと認める場合に限りおこなうこと

理由；解剖実習や臨床実習などは昼間に行う場合があるため

⑧授業に関する事項

→（8）臨床実習以外の学外での実験、実習、見学等は専門基礎分野又は総合領域において2単位以内に限り認めるを追加

理由；解剖実習など教育上必要となる学外教育を実施可能となるため

⑨授業に関する事項

→（9）最低履修時間総数は、あまし課程においては2310時間以上、はき課程においては2610時間以上、あはき課程においては2820時間以上とすることを追加

理由；最低時間数を規定するため

⑩実習に関する事項（1）

→一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育をおこなうこと 但し、必要に応じて学外の施設の見学または学外臨床実習施設において臨床実習の教育は2単位以内に限り行うことができる

理由；幅広い臨床上の知識を具有するためには附属臨床実習以外の施設での教育が必要と考えられるため

⑪実習に関する事項（3）養成施設以外での臨床実習が行われていないこと

→削除

⑫校舎及び備品に関する事項（3）基礎医学実習室の要件

→削除

⑬財政に関する事項（1）～（4）

→削除

理由；他の医療関係職種には規定がないため

### 3. 別紙 機械器具

#### ①専門基礎科目用イ～ニ

- イ 解剖学生理学実習用器具（肺活量、心電計を含む）
- ロ 臨床医学用機器（血圧計、聴診器、神経学的検査器具、角度計、握力計を含む）
- ハ 顕微鏡

理由；動物を用いた実験実習が困難であるため動物解剖台などは不要であるため

#### ②専門科目用イ

- イ 消毒・保管機器（煮沸消毒器、（以下はり師にかかる認定施設に限る）高圧滅菌器、紫外線消毒器）

理由；ガス滅菌機は現在使用されていないため

### 4.別表第2

#### ①専門基礎分野の教員要件

- 四 リハビリテーション医学に限り、理学療法士及び作業療法士の教員資格を有する者を追加

理由；リハビリテーションの専門的知識を有する資格者による教育によって充実を図るため

#### ②専門分野の教員要件

- 六 臨床実習に限り、経験豊富な臨床能力を有するあはき師であり、臨床実習指導員の認定を受けている者